

芽室町特定空家等除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町空家等対策計画に基づき、芽室町内にある特定空家等の除却を行う者に対して、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、町民の安全で安心な住環境を確保することを目的とし、芽室町補助金等交付規則（平成11年芽室町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、最近1年以上居住その他の使用実績がないものをいう。（倉庫や牛舎等で使用しているものは不可）
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で、北海道の「市町村による特定空家の判断の手引き」により判定された特定空家等で町が認定したものをいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の判定の基準により判定した場合において、評点が100点以上で町が認定したものをいう。
- (4) 戸建て住宅 独立した1棟の建物になっている家屋をいう。
- (5) 併用住宅 その一部を人の居住の用に供する家屋であって、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものをいう。
- (6) 長屋・共同住宅 1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られている家屋をいう。
- (7) 所有者等 登記簿（未登記である場合にあっては、固定資産税課税台帳）に記録されている所有者又は当該所有者の相続人その他これを管理すべき者（法人を除く。）をいう。
- (8) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた者をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる特定空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 芽室町内にあること。
- (2) 1年以上居住その他の使用実績がないこと。（倉庫や牛舎等で使用しているものは不可）

- (3) いずれかの外壁の中心から隣地境界線又は道路境界線までの水平距離が戸建て住宅、併用住宅、長屋にあっては7m以内、共同住宅にあっては当該建物の高さ以内であること。
- (4) 構造又は設備等が著しく不適當であり、町が「特定空家等」、「不良住宅」に認定したもの。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。
- (6) この要綱による補助の他建物の除却に関する補助を受けていない住宅であること。
- (7) 用途が戸建て住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）及び長屋・共同住宅（1つの建物に2戸以上が暮らせる構造で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの耐火構造や木造、軽量鉄骨造で作られているもの。）であること。
- (8) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (9) 補助対象空家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該補助対象空家等の除却について全員の同意があること。（別記第6号様式）
- (10) 補助対象空家等の所有権を有する者が死亡している場合は、相続権を有する者（相続権を有する者が複数いる場合は全員）の同意があること。（別記第7号様式）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等を故意に破損させた形跡があると認められたときは対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有権を有する者（以下「所有者」という。）であること。
- (2) 所有者等（当該建物の登記が共有名義である場合にあっては、共有者を含む。）が市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 所有権を有する者が死亡している場合は、相続権を有する者

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家等を除却することにより、特定空家等又は不良住宅にある状況を解消するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者若しくはその配偶者又は1親等以内の親族が、除却後1年以内に、当該敷地に建築物を建築し、又は当該敷地を収益を得て賃貸する目的で行う除却でないもの。
- (2) 解体事業者等に請け負わせるもの。
- (3) 公共工事に伴う物件移転補償等を受けて行うものでないもの。

(空家等の判定)

第6条 除却補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、申請者が所有者である空家等が補助対象空家等に該当するか否かについて、事前調査申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、判定を受けなければならない。

(1) 第3条第1項各号(第4号を除く。)に該当することがわかる書類

(2) 所有者であることがわかる書類(登記事項証明書等)

(3) 当該空家等の位置図、配置図、平面図及び現況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い当該空家等が補助対象空家等に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第7条 除却補助金の額は、除却工事に要した費用の40%(補助上限額40万円)とする。

2 補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 第6条第2項の規定により補助対象空家等に該当する旨の判定を受けた者は、補助金等交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金の交付を申請するものとする。ただし、第6条第1項により提出した必要事項を確認できる書類については、添付を省略することができる。

(1) 補助対象者の住民票(発行日から3か月以内のもの)

(2) 市町村税の納税証明書

(3) 補助対象空家等の所有権を有する者が複数存在する場合は、当該補助対象空家等の除却について全員の同意書。(別記第6号様式)

(4) 補助対象空家等の所有権を有する者が死亡している場合は、相続権を有する者の同意書(相続権を有する者が複数いる場合は全員の同意が必要)(別記第7号様式)

(5) 補助対象事業に係る除却工事見積書の写し及び工程表

(6) 補助対象空家等の登記事項証明書(建物の登記がされていない場合は、固定資産税評価証明書等)

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象事業に係る除却工事を着手する前までに行わなければならない。

(交付決定等)

第9条 町長は、第8条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業の着手)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による補助金交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了後1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第13条第1項の規定により補助事業等実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業完了後の写真
- (2) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の完了が見込めないとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。